

【市幼保連携型認定こども園の設備運営基準条例の改正について】

1 経緯

前回報告分

今回報告分

27.12.4	「保育の担い手確保に向けた緊急的なとりまとめ」発出（厚生労働省・保育士等確保対策検討会）
28. 2.18	厚生労働省令第22号 公布 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 及び 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（施行日：平成28年4月1日） 【内容】 職員の配置の要件につき、特例を追加して要件を緩和 ※「児童福祉施設の～基準」：保育所における保育室の面積要件や職員配置要件を定めている ※「家庭的保育事業等の～基準」：地域型保育事業における保育室の面積要件や職員配置要件を定めている
28.3.17	上記国の基準に基づき、本市において制定している保育所等に係る条例を改正（施行日：平成28年4月1日） ※適用対象施設：市立・私立保育所、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所
28.3.31	内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号 公布 「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（施行日：平成28年4月1日）【内容】（2.18と同じ）
28.6.23	上記国の基準に基づき、本市において制定している条例を改正（施行日：平成28年7月8日）

2 国の特例の具体的内容等

①朝夕の職員配置の要件弾力化

現 行	改正後
朝夕などの、仮に園児がいない（又は少数の）時間帯であっても、1施設に保育教諭は最低2人必要	当分の間、2人のうち、1人に限り、 <u>資格を有しない者※</u> の配置を認める ※ 国の通知等に基づき、保育教諭と同等の知識経験を有する者として、①認定こども園や保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年相当程度が目安）、②家庭的保育者、③子育て支援員研修のうち地域保育コース・地域型保育の修了者とする

②小学校教諭及び養護教諭の活用

現 行	改正後
小学校教諭・養護教諭は基準上の職員としての算入は不可	当分の間、小学校教諭、養護教諭も、保育教諭に代えて配置を認める（ただし、基準に基づき算定される必要職員数の1/3を超えない範囲まで。さらに、当該小学校教諭等は学級ごとに担当する専任の保育教諭（学級担任）にはなれず、補助としてのみ従事可能） ・小学校教諭：主に5歳クラス ・養護教諭：年齢要件なし

③研修代替要員等の加配人員における保育教諭以外の人員配置の弾力化

現 行	改正後
認可基準上必要な職員数のほか、勤務シフト等の体制を柔軟にするために必要な人員等についても、有資格の職員で満たす必要がある	当分の間、認可基準以外の人員について、 <u>資格を有しない者※</u> の活用を認める（ただし、基準に基づき算定される必要職員数の1/3を超えない範囲まで。さらに、当該者は学級ごとに担当する専任の保育教諭（学級担任）にはなれず、補助としてのみ従事可能）

待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・限定的なものとして整理し、改正された国の基準

本市条例の改正に当たり採用する特例（①及び②のみ）

3 本市の条例改正における対応について（考え方）

本市においては、次の理由により、前の①～③のうち、①及び②のみ、本市の条例においても国と同様の改正を行う（③の内容についての条例改正は質の確保の観点から改正を行わない）

- ①～③共通： 待機児童解消等に向けた国の施策に基づき、保育士確保が困難である現状に即し、前記有識者で組織される意見を踏まえた国の改正
- ①： 朝夕の時間帯など限定的な活用であるほか、必ず有資格者の補助として従事する
- ②： いずれも免許のある有資格者であり一定の質は担保。また必要職員の3分1未満までとする制約もある
- ③： 無資格者が、年休代替職員として教育課程以外の時間のクラス担当として保育を行う場合もありうるなど、保育の質に直接的に関わる可能性があり、市としては、質の確保の観点等から当該特例の条例への適用は行わない【結果的には、国は今回要件緩和に動く一方、市はこの分の改正を見送るため、市の要件が国より高くなる】

【参考】国命令及び本市条例抜粋(本則規定・改正前)

	国の基準（府令）	市条例																				
名称	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例																				
条文	<p>(職員の数等)</p> <p>第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、<u>常時2人を下ってはならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>二 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>三 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>四 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。</p> <p>三 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。</p>	園児の区分	員数	一 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	二 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	三 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	四 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第9条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、別表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上の数とする。ただし、当該職員の数は、<u>常時2人を下ってはならない。</u></p> <p>別表（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>園児</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。</p> <p>2 満3歳以上満4歳未満の園児及び満4歳以上の園児に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>3 園長が専任でない場合の職員の数については、原則としてこの表により算出した職員の数に1を加えて得た数とする。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>指揮系統をはっきりさせて運営を効率化させるため、改正学校教育法で、08年度から「副校長（園長）」「主幹教諭」「指導教諭」という新たな職位を学校に置くようになった。認定こども園でも同様。</p> </div>	園児	員数	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
園児の区分	員数																					
一 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人																					
二 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人																					
三 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																					
四 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																					
園児	員数																					
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																					
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																					
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人																					
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人																					

●参考（上記条文中の語句/副園長以下（太線枠）は職員の算定時に員数としてカウントできる）

園長	必置（法第14条）	教諭の専修免許状又は一種免許状+保育士+過去5年以上園長等職 / 園務をつかさどる・所属職員の監督
副園長	(必置でない)	// / 園長を助け、命を受けて園務をつかさどる
教頭	(必置でない)	// / 園長及び副園長を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。園長及び副園長に事故があるときはその職務を代理・欠けたときはその職務を行う
主幹保育教諭	(必置でない)	教諭の専修免許状又は一種免許状又は二種免許状+保育士 / 園長及び副園長又は教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる
指導保育教諭	(必置でない)	// / 園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う
保育教諭	必置（法第14条）	// / 園児の教育及び保育をつかさどる
助保育教諭	(必置でない)	// / 保育教諭の職務を助ける（※幼稚園教諭免許は臨時免許で可）
講師	(必置でない)	// / 保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する（※幼稚園教諭免許は普通免許又は臨時免許のどちらでも可。非常勤でも可。）

